

金光宅吉による「お知らせ事覚帳」の筆写について

1. はじめに

【「神と人との関わりのある様」の究明―直筆資料へのこだわり】

- ・このお道の「信心」＝「神人」
- ・教祖研究は、神と金光大神との関わりのある様を究明。
- ・直筆資料へのこだわり―活字文化、デジタル文化の社会だからこそ、手書き（直筆）のあり様がなげかけてくる思いにせまりたい。

2. 「」のたびの研究について

【新たな資料の登場】

- ・昨年六月、教団に新たな資料（三三〇点ほど）が寄贈。
- ・教祖直筆（二〇点ほど）や金光大神事蹟に関する資料、金光大神帰幽後の教団の歴史に関する資料。
- ・今年の一月、当局及び教内有識者を交えた会合。教学研究所で解説・研究に取り組み、研究をつうじて公開されていくという確認。

・筆者はこれまで金光大神直筆「お知らせ事覚帳」（「覚帳」）に関する研究を続けてきたことから、関連する金光宅吉による筆写資料（「宅吉筆写帳面」と呼ぶ）を「覚帳」と比較し、どのように書き写されていたのか、そして、その取り組みの様子や姿勢をうかがいました。

【「宅吉筆写帳面」】

・金光宅吉による筆写資料（全九九丁、「宅吉筆写帳面」）には、大きく二つの金光大神直筆帳面の内容。

- ①「お知らせ事覚帳」の筆写部分（三分の二、「筆写覚帳」と呼ぶ）。
- ②「覚帳」でもない帳面の筆写部分（三分の一、ひとまず「別の帳」と呼ぶ）。

【「宅吉筆写帳面」をつうじて明らかになったこと】

- ①宅吉による金光大神直筆の筆写の取り組み ↓別紙年表 参照

〈従来の見解〉・宅吉は、明治一六年旧十二月二日までに「お知らせ事覚帳」を通読

・明治二一年旧八月四日までに「金光大神御覚書」を筆写

←

〈新たな見解〉・宅吉は、明治一六年旧十二月二日までに「お知らせ事覚帳」を通読

・明治一七年から一八年正月にかけて、「お知らせ事覚帳」と「別の帳」

を筆写

・明治二一年旧八月四日までに「金光大神御覚書」を筆写

②金光宅吉の筆写の様子や姿勢

◎明治一六年旧一二月二二日の通読の際

「品々お四らせ覚書附 さき乃事■んたんの事有（品々お知らせ覚え書き付け 先のこと、縁談のこと有り）」※「品々」は「いろいろな」の意

- ・字句の変換（漢字↓ひらがな、ひらがな↓漢字）、一部に宅吉が言葉を補っている、行間への書き加え箇所を本文へ挿入、貼紙箇所を本紙へ挿入、消去箇所を未記載、さらには行替え箇所の違い、というように、敷き写しの~~ようにそのままでは~~ない。
- ・しかしながら、言葉としては、必要と認められるものを網羅しており、独自に書き換えているわけではない。
- ・そもそも当て字を解読しつつの筆写であり、非常に困難な取り組み。今日のように、他に解読文や注釈書がない中でのこと。
- ・そのうえで、読みを確認し、内容を理解しながらの筆写であったことが想像されることから、精度の高い筆写と言える。
- ・さらに、「筆写覚帳」は、当初は多く見られた字句の変換が、途中から頁に数個程度となり、「覚帳」そのままの文字を書き写すようになっていく。
- ・「覚帳」と「筆写覚帳」との比較から、おおむね忠実に筆写されていると見られる。

◎「筆写覚帳」の書き写しが終わって

「さきおたの志み子供も（先を楽しみ、子供も）」

【伝えられた金光宅吉の神勳】↓別紙言行資料 参照

「信心を伝えること」と「信心を受けとめること」「信心を練りだしていくこと」

- ・信心を自らにどのように受けとめていくか、信心の授受の様子。
- ・教祖は、書いたものを後の恠に託す。宅吉はそれを受けて、筆写し自らのうちに取り込んでいく。
- ・「筆写」というのは、読むだけではない。筆運びをなぞり、辿りつつ、その都度の筆者である教祖の思いを呼び起こし、対話をくりかえす。しかも、時に行間への書きくわえや貼紙の意図や意味を考えさせられつつ、である。
- ・御結界御用という神様の勤めを通じて人が助かって欲しいという願いに突き動かされてのこと。
- ・体を動かし、頭を動かし、教祖と思いをシンクロ（同調）させて、信心を引き上げて頂く。
- ・宅吉の筆写という取り組みは、神に向かい、信心を求める中から自らあみ出し実践していったのだろう。

〈参考〉

- ・「近藤さん、話は聞くばかりが能ではない。少しは腹から練り出しておかげを受けるがよい。」(Ⅱ近藤藤守一八)

3、関連して

① 金光大神帰幽直後の「お知らせ事覚帳」の様子

- ・現在の「覚帳」には見られない記録の存在。
- ・加除訂正や貼紙が、宅吉の筆写時に、それぞれの箇所ですであつた。

② 「金光大神御覚書」について

- ・同じように、金光宅吉によって筆写された「金光大神御覚書」はどれくらい原本を忠実に再現しているのか。
- ・教団としては、昭和二年一月九日、「教祖事蹟に関する所依の原典」と定めた。一方、学術的には保留(検証しうがなかつた)。

・「宅吉筆写帳面」「覚帳」・「別の帳」の後に書き写された「金光大神御覚書」は、原本の表記をかなりの精度で筆写されたものと推察される。

③ 「別の帳」(仮称)について

- ・「宅吉筆写帳面」の後半には「別の帳」とされるものが筆写。
- ・「お知らせ事覚帳」でも「金光大神御覚書」でもない異なる帳面。
- ・「お知らせ事覚帳」…明治元年あたりに起筆
- ・「金光大神御覚書」…明治七年旧一〇月一五日以降に起筆
- ・「別の帳」…明治四年一二月に起筆したと見られ、文化一一年の出生から明治一六年まで書かれている。

・「お知らせ事覚帳」↓「別の帳」↓「金光大神御覚書」の順に起筆され、同時並行的に作成されている。

- ・内容は社会の状況など時事的な事柄。「身代わり」や「万国まで残りなく金光大神でき」のようなお知らせは見当たらない。
- ・これまでの金光大神に新たな事蹟が加わるとともに、再検討が必要になってくる。

【資料】

1. 論文の構成

- はじめに
- 一、金光宅吉と広前奉仕
 - 1 金光大神在世時の金光宅吉と広前奉仕
 - 2 金光大神帰幽後の金光宅吉と筆写
- 二、「宅吉筆写帳面」の概要
- 1 「宅吉筆写帳面」の全体的様子
 - 2 表紙と裏表紙について
 - 3 「宅吉筆写帳面」中①（一丁表）の箇所について
- 三、「覚帳」は如何に書き写されたか——「筆写覚帳」の全体的傾向——
- 1 「筆写覚帳」の分量の違いについて
 - 2 「筆写覚帳」の書き始め
 - 3 筆写姿勢の変化
- 四、後筆箇所筆写——「筆写覚帳」の特徴①——
- 1 農業についての記録の筆写
 - 2 くらの大病についての記録の筆写
- 五、貼紙・挟込紙の筆写——「筆写覚帳」の特徴②——
- 1 貼紙箇所の筆写
 - 2 挟込紙の筆写
- 六、「筆写覚帳」にのみ記載された記録——「筆写覚帳」の特徴③——
- 七、「筆写覚帳」の末尾——「筆写覚帳」の特徴④——
- おわりに

2. 教祖と金光宅吉の言行

〈帳面の内容を伝える〉

・「明治十年旧十月（二十七日夜、ご理解あり。宅吉は川へかに捕りに出。帳を出して、なにが話して聞かせ。身ためのこと」（教典「覚帳」21—36）

〈帳面へ込めた「思ひ」〉

・「明治十六年旧七月二十四日、参拝の節、お暇乞の御裁伝あり。「度々参りて御理解を聞いて呉れ。」とは、三年も以前より仰せられ居たれば、欠かさず月参せしが、六月には、余り暑くもあり、幼き子を携えたれば、御無沙汰申上げたり。かくて、七月二十四日、参拝したるに、御裁伝あり。曰く、「其方が居るから、お道の本当の事を伝えて呉れるのであるうのう。此方も生通しとは行かんぞよ。」とあり。忝く拝受して御前を下り、長屋にて御飯を頂き、再び御広前へ帰り来たりしに、教祖招かせ給いて、日頃御自身の坐らせ給える御机の所に坐らしめ、御自身は四畳半なる隣室に退きて、常は膝をもくづさせ給わぬに、此日は、珍しくも跣坐し給いて、御前には、紙を綴り厚さ二寸余もあるをおき、御手に取りつつ宣う様、「あなたは、神様から御教のあつたことを、書きつけて居られますかい。」と問わせ給う。「いえ、私は書いて居りませんが、覚えて居ります。」と申し上げしに、さらに御言葉を継ぎ、「私は、こんなに書いて居りますが、私の、無筆もの事じゃから、人にお見せ申す事は出来ぬが、俵が居りますから、よいようにしてくれましようわい。』ようもようもこう言う事が出来ましたのう。今朝からも、何度も何度も日天四、月天四がそう仰しやる。』よう、これ迄勤めて呉れたのう』と仰しやりますのじゃ。」とて、ほろほろ涙を落し給えり。やや暫しありて、又、宣う様、「今晩は、お泊りなさればよいわい。」と仰せらる。「始めて沢野をおいて参りましたので、母が困りましようから。」とお答え申したれば、「それでは、お帰りなさるかのう。」と残り惜しげに仰せられたるが、お言葉を賜りたる最後にて、其夜、泊めて頂きたらばと残念に堪えざるも、今よりせん術もなし。』（「金光大神事蹟集」高橋富枝63）

〈金光宅吉の神勤〉

・「これは、四神様お広前にお座り遊ばしし間もなき頃、杉田がご参詣をいたしましたら、御理解中、四神様より、「私がこうして座っておりますと、前神様が、『まだお広前を慣れぬから、えらからうによつて、明日より私が一日勤めてやる』と言われ、私が一日勤め、前神様と私と一日はだめ（一日交代）に勤めておりますのじゃ」と仰せられました。』（「金光四神言行資料集」杉田政次郎一四五）

・「金光宅吉、神勤当初のありさまを、佐藤範雄は、かつて、つぎのごとくに、ものがたった。

「さて、四神様におかせられては、氏子の、昼のねがい・おとどけを、さらに、夜おそくなるまで、御祈念あそばされ、朝は、一番鶏のこえをまっつて、御祈念をはじめられる、というありさまであつて、その神勤が、はなはだ、はげしいのである。

ときは、明治二十年（一八八七）秋のころであつた。ある夜、おうらにまいり、
『あなたは、あまり、おつとめがはげしゅうござります。おからだに、おさわりはいたしませぬか』

とおたずね申上げたところ、『わたくしだけでは、とてもつとまりませぬが、毎夜、十二時をすぎますと、おやさまが、もとのとおりに、おでましになつて、一日のおねがい・どけの御帳面を、くりかえし、くりかえし、三箇年のあいだ、御祈念くだされましたので、不徳なわたくしも、つとまりました』

との御返事であつた。承りし余は、おどろき、かつ、神秘にうたれ、ひたすら、おそれいたことでありました」（余の回顧の一端）。

もつてその神勤の一端を、うかがうことができる。』（『金光大神』昭和28年）

・「なんでも、寝しなに、四巻の大祓は四巻いただいて休まにやなりませぬ。その折に四巻の大祓を三巻いただいて寝ますとなあ、前神様（教祖）がなあ、直ぐに枕元へお越しになつて、『四巻の大祓はなあ、やつぱし四巻ずついただかねばなりません。お広前もなあ、えらからうから一日は私が勤めてやる』と言われて、一日は前神様が勤めてくださるのじゃ。』（『金光四神言行資料集』杉田政次郎三二）

・「それから杉田が、「金光様、あなたは何時にお目覚めでござります」と、お尋ねいたしますと、金光様は、「そうじゃのう、人の下駄の足音がしたら起きますのじゃ」とお笑い笑いお言葉を賜りました。「夜分は何時にお休みでござります」と、お尋ねいたしますと、金光様は、「夜分はなあ、下駄の足音がやんだら寝ますのじゃ」それから杉田が、「金光様、そうでございますか」と申し上げましたら、「そうじゃ、そうじゃ」と仰せられ、暫くいたしますと、また金光様から、「十二時にお暇をいただきまして遊びに出ますのじゃ。帰つて来ますと夜が明けてござります」と仰せられました。それから杉田が、お伺いいたしました。「金光様、十二時から遊びにお越しになるのは、どこへお越しになるのでござります」と、お伺い申しましたら、「そうじゃ、信心して、寄つて喜んでおる所へ回りますのじゃ」と仰せられました。それから杉田が、「金光様、結構でござりますなあ」と申し上げましたら、金光様から色々沢山お話をくださりました。その中に、「何でも、あなたは煙草をやめて長生きをなされ。私も、折に前神様のお残しになつた物を眺めますと、六十年向こうが楽しみじゃ。お前さんも長生きをなされや」その続きに、「偉い者になりなされるなや。偉い者になつたら、身が窮屈じゃわい」と仰せられました。』（『金光四神言行資料集』杉田政次郎三五、五一五教祖伝記では、「お残しになつた物」を「お残しの書物」と解している）

〈宅吉遺言〉

・「明治二十六年十二月十八日（旧十一月十一日に当る）午後七時三十分頃

金光貫行御遺言

大陣（私）と家内（妻）攝胤との三人居合

われは六歳の時死ぬるを、親様の一心願より助けていただいたは、神様のおかげならこそ、四十まで生きて、子供も八人も成長さしてもらい、日々珍物をいただいて、長者といえどもこの暮しはできまいと思う。われは、死ぬることは構わん。六歳の時に死んでおればそれまでのもの。何も思い残すことはなし。ただ、人が途中死というであろう。それは残念な。心配は毒じゃ。兄さんは心配をなさるな。しかし、三專掌の心が合うて行きさえすれば、心配はなし。兄さんは、広前を詰め切る事はできまい。出つ入りつして務めて、どうぞ攝胤を使うてくだされ。万事いいつけてくだされ。攝胤もあれくらいになつたら、お広前のようなかいします。

（右は教長殿（第一世管長）御心覚えにありしを、三專掌へお見せの節、写し取りを許されたり。）——佐藤範雄より近藤藤守に写し送りしもの——（『金光四神様——七十年祭にあたりて——』金光教本部教庁、昭和三八年）

【資料】

3、金光宅吉 略年表

安政元年 1才

・ 12 / 25 出生。初名宇之丞。

安政6年 6才

・ 6 / 16 発病。21日には重態。この時、虎吉に改名。22〜28 疱瘡を患う。

文久2年 9才

・ 6 / 25〜7 / 1 はしかを患う。

慶応2年 13才

・ 9 / 8 祖母、帰幽。

明治元年 15才

●この頃、金光大神（55歳）は「お知らせ事覚帳」起筆。

・ 11 / 1 「金光四神」。

明治3年 17才

・ 宅吉と改名。

明治4年 18才

●12 / 金光大神（58歳）は「別の帳」起筆。

明治6年 20才

・ 4 / 28〜5 / 21 伊勢参宮。

明治7年 21才

・ 旧2 / 24 「一つ、氏子の願う金光大神直筆こと、五月には調べ。請け合いおき。二
十四日早朝お知らせ。」

「一つ、天地書附のこと、菘雄、宅吉兩人へ仰せつけられ候。きようより

書きはじめ、ためおき。同日」

●旧10 / 15以降、金光大神（61歳、西2歳）は「金光大神御覚書」を起筆。

明治8年 22才

・ 南浦みなみのうら（現岡山県倉敷市玉島黒崎南浦なんぼ）の酒屋へと酒の仕込みの下働き

明治9年 23才

・ 高梁町（現岡山県高梁市）の丸屋という酒屋へと酒の仕込みの下働き

明治11年 25才

・ 10 / 4（旧9 / 9）喜代（20才）を妻に迎える。

明治13年 27才

・ 8 / 5 長男攝胤、出生。

明治14年 28才

・ 9 / 攝胤、疫痢を患い、危篤。教祖に取次を願うとともに、自ら厨子をつくり、
全快を祈る。攝胤、急に便通あり快癒す。

・ 12 / 21 長女、出生。

明治16年 30才

・ 10 / 10（旧9 / 10）父金光大神、帰幽（70才）。「覚帳」成立。

・ 11 / 28 50日祭。取次を継承し、広前に奉仕。

明治17年 31才

・ 1 / 1 攝胤のため、明倫撮要（上・下）を筆写。

● 1 / 19（旧16年12 / 22）までに、宅吉、「覚帳」を読み終える。

明治18年 32才

● 17 / 18年2月（旧正月）、**「覚帳」および「別の帳」の筆写を終える（この度の筆写資料）。**

・ 2 / 8（旧12 / 24）母とせ、帰幽（67才）。

・ 4 / 24 次女、出生。

・ 6 / 神道金光教会設立

・ この年 神道備中事務分局所属の教導職となる。

● **この年末、宅吉が「覚帳」末尾へ記入（「覚帳」奥書成立）。**

内容は旧11 / 12付（新12 / 17）。旧12 / 12、13付（新同19年1 / 16、17）。

明治20年 34才

・ 1 / 13 次男、出生

・ 11 / 21 神道本局直轄教会になる。

明治21年 35才

・ 1 / 10 神道備中分局所属教師から、神道金光教会本部へ転属。

・ 3 / 1 「神道金光教会条規」を制定。

・ 8 / 14 三女、出生。

● **9 / 9（旧8 / 4）、「覚書」の筆写を終える。**

・ この年 教監に就任。

明治23年 37才

・ 3 / 1 三男、出生。

・ 5 / 6 長女一二野、堤清四郎の養女として入籍。

明治24年 38才

・ 11 / 22 四男、出生。

明治25年 39才

明治26年 40才

・ 9 / 14 四女、出生。

・ 12 / 20 **宅吉、帰幽。**

・ 12 / 27 攝胤、教導職試補に補せらる。

・ 12 / 29 金光四神貫行之君10日祭を執行。この日、金光攝胤、取次を継承して広前に奉仕することとなる。

（参考 『金光教年表』教統及び『教典人物誌』、『金光四神様―七十年祭にあたりて―』